≪有料老人ホームの届出に関するQ&A≫

1 提供するサービス

- Q1 食事は朝夕2食のみの提供だが、有料老人ホームに該当するか? 答 老人を入居させ、1食でも食事を提供する事業を行っている場合は、有料老人ホームに該当する。

2 その他

- Q1サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているが、有料老人ホームの届出も必要か?答必要ない。
- Q3 親族や友人等の居宅において介護等を受けているが、有料老人ホームの届出は必要か? 答 介護等サービスの提供が、事業としてではなく、扶養義務者など親族からの扶養や友人関係にある 者からの扶養に準じた世話により行われている場合は、届出は要しないものと考える。
- Q4 企業の社員寮等において、高齢の社員も入居し、食事の提供を受けているが、有料老人ホームの届出は必要か?
 答 介護等サービスの提供が事業としてではなく、社員に対する福利厚生として行われている場合は、届出は要しないものと考える。なお、社員寮等の寄宿舎については労働基準法による届出が必要
- Q5 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「無料低額宿泊事業」である場合は、有料老人ホームの届出は必要か?

 答 「無料低額宿泊事業」として社会福祉法第69条第1項の規定により届出がなされるべきものであり、有料老人ホームとしての届出は要しないものと考える。